

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の終了(八件)……………一
…(都市整備局都市基盤部調整課)…
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………二
…(環境局総務部環境政策課)…
- 救急医療機関の申出事項の変更……………七
…(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)…
- 介護保険法による指定市町村事務受託法人の変更……………七
…(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)…
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の廃止……………八
…(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)…
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定……………〇
…(同)…
- 漁業災害補償法による特定第二号漁業者の共済契約締結の同意成立の届出……………三
…(産業労働局農林水産部水産課)…
- 土地区画整理事業の換地処分……………三
…(都市整備局市街地整備部区画整理課)…

告示

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
…(産業労働局商工部地域産業振興課)…

○争議行為の予告……………
…(産業労働局雇用就業部労働環境課)…

●東京都告示第千六百六十三号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八王子市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日
東京都知事代理
副知事 安 藤 立 美

一 測量施行者 八王子市
二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
三 測量の区域 八王子市南陽台一丁目地内
四 測量の期間 平成二十八年一月十八日から同年三月四日まで

●東京都告示第千六百六十四号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日
東京都知事代理
副知事 安 藤 立 美

一 測量施行者 町田市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
三 測量の区域 町田市地内
四 測量の期間 平成二十八年一月一日から同年三月十四日まで

●東京都告示第千六百六十五号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、新宿区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日
東京都知事代理
副知事 安 藤 立 美

一 測量施行者 新宿区
二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)
三 測量の区域 新宿区西早稲田三丁目地内
四 測量の期間 平成二十七年七月十日から平成二十八年三月十日まで

●東京都告示第千六百六十六号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日
東京都知事代理
副知事 安 藤 立 美

一 測量施行者 葛飾区

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量及び出来形確
認測量)

三 測量の区域 葛飾区南水元一丁目及び南水元二丁目各
地内

四 測量の期間 平成二十七年六月二十二日から平成二十
八年三月十日まで

●東京都告示第千六百六十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に
おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都
北多摩南部建設事務所長から次のように測量を終了した旨
通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 三鷹市大沢二丁目及び大沢三丁目各
地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十一月二十四日から平成二
十八年三月十六日まで

●東京都告示第千六百六十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に
おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、江東区
長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同
条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量(地籍図根多角測量)
- 三 測量の区域 江東区新木場一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十月二十二日から平成二十
八年二月二十九日まで

●東京都告示第千六百六十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に
おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、目黒区
長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同
条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

- 一 測量施行者 目黒区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 目黒区中目黒及び三田各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十二月一日から平成二十八
年三月十八日まで

●東京都告示第千六百七十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に
おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長
から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条
第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月二十四日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 北区十条仲原一丁目、十条仲原二丁目、
十条仲原三丁目、十条仲原四丁目、上十
条二丁目、上十条三丁目、上十条四丁目、
上十条五丁目及び十条台二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月三日から平成二十八
年三月十一日まで

●東京都告示第千六百七十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」
という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のと
おり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置
いて縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道 路の種類	指定年月日	指定に係る道 路の位置	指定に係る道 路の延長及び 幅員(単位メ ートル)
----------------	-------	----------------	------------------------------------

法第四十二条 第一項第五号 の規定による 道路	平成二十八 年六月七日	東村山市秋津 町一丁目二十 一番二十六及 び同番四十三 から同番四十 五まで	延長 一九・八七 幅員 四・〇〇
----------------------------------	----------------	---	---------------------------

●東京都告示第千六百七十二号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
十六号)第四十八条の規定に基づき、(仮称)南町田計画

について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十四日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

一 事業段階関係地域の範囲

町田市 鶴間一丁目、鶴間二丁目、鶴間三丁目、鶴間、小川、南つくし野二丁目、南つくし野二丁目、南つくし野三丁目、南つくし野四丁目及びつくし野三丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京急行電鉄株式会社

取締役社長 野本弘文

渋谷区南平台町五番六号

三 対象事業の名称及び種類

(仮称) 南町田計画

自動車駐車場の変更

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、町田市鶴間三丁目に位置する「グランベリーモール」（商業施設）のリニューアルに伴う自動車駐車場の増設を行うものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十八年六月二十四日から同年七月二十五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 町田市環境資源部環境保全課

町田市森野二丁目二番二十二号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階（平成二十八年七月十九日より同庁舎二十三階）

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

(四) 提出先

平成二十八年八月八日
東京都環境局総務部環境政策課
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容と計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現状調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(7)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
① 工事の施行中	<p><解体機械、建設機械の稼働に伴う大気質> 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は、0.0556ppmであり、評価の指標(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下)を下回ると予測する。年平均値に対する解体機械、建設機械の稼働による寄与率は、45.4%である。 また、浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.0552mg/m³であり、評価の指標(0.10mg/m³)を下回ると予測する。年平均値に対する解体機械、建設機械の稼働による寄与率は、19.4%である。 なお、工事の実施にあたっては、国土交通省指定のより新しい排出ガス対策型建設機械の使用に努めるとともに、不要な時にはエンジンを切ることで稼働時間を減らし、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p><工事用車両の走行に伴う大気質> 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は、0.03452～0.03557ppmであり、すべての地点で評価の指標(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下)を下回ると予測する。年平均値に対する工事用車両の走行による寄与率は、0.01～3.99%である。 また、浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.04797～0.04800mg/m³であり、すべての地点で評価の指標(0.10mg/m³)を下回ると予測する。年平均値に対する工事用車両の走行による寄与率は、0.00～0.10%である。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p>② 工事の完了後</p> <p><駐車場利用車両の走行に伴う大気質> 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は、0.0356ppmであり、評価の指標(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下)を下回ると予測する。年平均値に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は、0.32%である。 また、浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.0479mg/m³であり、評価の指標(0.10mg/m³)を下回ると予測する。年平均値に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は、0.01%である。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p><関連車両の走行に伴う大気質> 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は、0.03445～0.03509ppmであり、すべての地点で評価の指標(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下)を下回ると予測する。年平均値に対する関連車両の走行による寄与率は、0.57～2.13%である。 また、浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.04796～0.04797mg/m³であり、すべての地点で評価の指標(0.10mg/m³)を下回ると予測する。年平均値に対する関連車両による寄与率は、0.01～0.03%である。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
① 工事の施行中	<p><解体機械の稼働に伴う騒音> 解体機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{5a})の最大値は68dBであり、評価の指標(80dB)を下回ると予測する。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p><解体機械の稼働に伴う振動> 解体機械の稼働に伴う振動レベル(L₁₀)の最大値は54dBであり、評価の指標(70dB)を下回ると予測する。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p><建設機械の稼働に伴う騒音> 建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{5a})の最大値は65dBであり、評価の指標(80dB)を下回ると予測する。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p><建設機械の稼働に伴う振動> 建設機械の稼働に伴う振動レベル(L₁₀)の最大値は61dBであり、評価の指標(70dB)を下回ると予測する。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p>騒音・振動</p> <p><工事用車両の走行に伴う騒音> 工事用車両の走行に伴う等価騒音レベル(L_{5a})は、B、C、H(北側)、J(道路に面する地域・C類型)では60～62dBであり、評価の指標(65dB)を下回ると予測する。一方、D、E、F、H(南側)(道路に面する地域・A類型)は60～64dBであり、このうちD、E、Fでは評価の指標(60dB)を上回ると予測する。これらの地点は現況交通量による騒音レベルが既に評価の指標を上回っている地点であり、本事業実施後の増加レベルは最大でも0.9dBとわずかである。 なお、工事の実施にあたっては、工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めることなどの措置を講じることにより、工事用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。 以上のことから、本事業による影響は小さいと考える。</p> <p><工事用車両の走行に伴う振動> 工事用車両の走行に伴う昼間の振動レベル(L₁₀)は41dB～54dBであり、すべての地点において評価の指標(第一種区域60dB、第二種区域65dB)を下回ると予測する。 また、夜間の振動レベル(L₁₀)は42dB～49dBであり、すべての地点において評価の指標(第一種区域55dB、第二種区域60dB)を下回ると予測する。 なお、工事の実施にあたっては、工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めることなどの措置を講じることにより、工事用車両の走行に伴う振動の低減に努める。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
騒音・振動 (つづき)	<p>② 工事の完了後</p> <p>＜冷暖房施設の稼働に伴う騒音＞</p> <p>冷暖房施設の稼働に伴う等価騒音レベル(L_{req})は、A類型が適用される範囲においては、敷地の東側で最大となり、これに暗騒音レベルを加えた昼間の合成値は62dBと予測され、評価の指標(60dB)を上回ると予測する。これは冷暖房施設の稼働に伴う騒音レベルが40dBと予測され、評価の指標(60dB)を下回るものの、暗騒音レベル(62dB)が計画地に接する周辺道路の現況交通量による自動車騒音の影響により評価の指標を上回っているためであり、冷暖房施設の稼働による増加レベルは0(0.0)dBである。一方、夜間の合成値は55dBと予測され、評価の指標(55dB)以下となると予測する。</p> <p>C類型が適用される範囲においては、敷地の北側で最大となり、これに暗騒音レベルを加えた昼間の合成値は64dBと予測され、評価の指標(65dB)を下回ると予測する。また、夜間の合成値は56dBと予測され、評価の指標(60dB)を下回ると予測する。</p> <p>冷暖房施設の稼働に伴う騒音レベルの最大値(L_{max})については、第二種区域においては、敷地の東側で最大となり、朝、昼間、夕、夜間とも40dBと予測され、評価の指標(45dB、昼間50dB、夕45dB、夜間45dB)を下回ると予測する。第二種区域のうち第1特別地域においては敷地の北西側で朝、昼間、夕、夜間とも43dBと予測され、評価の指標(朝46dB、昼間50dB、夕45dB、夜間45dB)を下回ると予測する。</p> <p>なお、第二種区域のうち敷地南側の一部は、南町田病院の周囲50mの区域に含まれ、敷地の南側で朝、昼間、夕、夜間とも39dBと予測されるが、評価の指標(朝40dB、昼間45dB、夕40dB、夜間40dB)を下回ると予測する。</p> <p>第三種区域においては敷地の北側で最大となり、朝、昼間、夕、夜間とも49dBと予測され、評価の指標(朝55dB、昼間60dB、夕55dB、夜間50dB)を下回ると予測する。なお、設備については、定期的な点検・修理等を行い、適切な維持管理を実施する。</p> <p>以上のことから、本事業による影響は小さいと考える。</p> <p>＜駐車場利用車両の走行に伴う騒音＞</p> <p>駐車場利用車両の走行に伴う等価騒音レベル(L_{req})は、A類型が適用される範囲においては、敷地の南側で最大となり、これに暗騒音レベルを加えた昼間の合成値は60dBと予測され、評価の指標(60dB)以下となると予測する。また、夜間の合成値は55dBと予測され、評価の指標(55dB)以下となると予測する。</p> <p>C類型が適用される範囲においては、敷地の北側で最大となり、これに暗騒音レベルを加えた昼間の合成値は65dBと予測され、評価の指標(65dB)を下回ると予測する。また、夜間の合成値は57dBと予測され、評価の指標(60dB)を下回ると予測する。</p> <p>なお、駐車場の供用にあたっては、交通誘導員の適切な配置により円滑な交通流の確保に努め、車両の集中化を避けるとともに、来店者及び荷さばき車両に対して、駐車場における制限速度及びアイドリングストップの周知を図る。また、店舗の広告チラシ、ホームページ、施設フロアサイン等に来店車両ルート及び公共交通によるアクセス方法を掲載するなど、公共交通による来店の促進を図ることで駐車場利用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>以上のことから、本事業による影響は小さいと考える。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
騒音・振動 (つづき)	<p>＜関連車両の走行に伴う騒音＞</p> <p>関連車両の走行に伴う昼間の等価騒音レベル(L_{req})はB、C、H(北側)、J(道路に面する地域・C類型)では58～64dBであり、評価の指標(55dB)を下回ると予測する。一方、D、E、F、H(南側)、I(道路に面する地域・A類型)は59～63dBであり、このうちD、F、Iでは評価の指標(60dB)を上回ると予測する。これらの地点は現況交通量による騒音レベルが既に評価の指標以上となっている地点であり、本事業実施後の増加レベルは最大でも0.4dBとわずかである。</p> <p>夜間の等価騒音レベル(L_{req})は、B、C、H(北側)、J(道路に面する地域・C類型)では51～56dBであり、評価の指標(60dB)を下回ると予測する。一方、D、E、F、H(南側)、I(道路に面する地域・A類型)は52～58dBであり、このうちD(東側)、F、Iでは評価の指標(55dB)を上回ると予測する。これらの地点は現況交通量による騒音レベルが既に評価の指標以上となっている地点であり、本事業実施後の増加レベルは最大でも0.5dBとわずかである。</p> <p>なお、工事の完了後においては、交通誘導員の適切な配置により円滑な交通流の確保に努め、車両の集中化を避けるとともに、来店者及び荷さばき車両に対して、制限速度の周知を図るなどの措置を講じることにより、関連車両の走行に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>以上のことから、本事業による影響は小さいと考える。</p> <p>＜関連車両の走行に伴う振動＞</p> <p>関連車両の走行に伴う昼間の振動レベル(L_{no})は、42dB～53dBであり、すべての地点において評価の指標(第一種区域60dB、第二種区域65dB)を下回ると予測する。また、夜間の振動レベル(L_{no})は、39dB～50dBであり、すべての地点において評価の指標(第一種区域55dB、第二種区域60dB)を下回ると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>① 工事の完了後</p> <p>＜冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度＞</p> <p>計画建築物による日影は、計画地西側から東側の範囲内に生じるが、法令で定められている測定水平面の高さ(平均地盤面からの高さ)において、規制される範囲(敷地境界からの水平距離)の日影が規制時間内となっている。</p> <p>したがって、計画建築物による日影は、「建築基準法」(昭和25年5月、法律第201号)第56条の2及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月、東京都条例第63号)に基づく日影規制を満足するものと予測する。</p> <p>また、計画地周辺における日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等のうち、計画地西側の鶴間公園については8～10時において日影が生じるが、この日影の多くが既存建築物であるシネコン棟によることから、新たに著しい影響が生じることはないとして予測する。さらに、南町田クリニクについては8～10時において日影が生じるが、同施設は駅街区西側に位置する建築物の3階にあり、予測は平均地盤面+4.0m(地上2階相当)で行っているため、計画建築物による影響は小さいと予測する。なお、道路境界及び隣地境界に面する計画建築物は可能な限り高さを低く抑えるなどの措置を講じることにより、計画地周辺への日影の影響を低減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
日影	

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
電波障害	<p>① 工事の完了後</p> <p>＜計画建築物等の存在に伴う遮へい障害及び反射障害＞</p> <p>地上デジタル放送の遮へい障害地域は、東京スカイツリー局（広域局）は計画地の南西方向に最大距離約15mの範囲、東京スカイツリー局（県域局）は計画地の南西方向に最大距離約900mの範囲、東京タワー局は計画地の南西方向に最大距離約1,000mの範囲、横浜局は計画地の西方向に最大距離約800mの範囲、平塚中継局は計画地の北東方向に最大距離約1,500mの範囲と予測する。</p> <p>この遮へい障害影響範囲内に位置する家屋等は、計画建築物により影響を受ける可能性があるが、アンテナを平塚中継局からの電波到来方向に設置している家屋等はほとんどなく、平塚中継局からの電波に対する影響は小さいと予測する。</p> <p>また、反射障害については地上デジタル放送の伝送方式が持つ特性から、地域的な反射障害としては、ほとんど生じないものと予測する。</p> <p>衛星放送の遮へい障害地域は、計画地の北東方向に最大距離約10mの範囲と予測するが、遮へい障害影響範囲内に位置する家屋等はない。</p> <p>なお、計画建築物による遮へい障害が生じた場合は、適切な障害対策を講ずる。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p>① 工事の完了後</p> <p>＜計画建築物の存在に伴う主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度＞</p> <p>計画地は低層の建築物を主体とした商業施設と駐車場からなる景観が、計画地の北東側には大規模な道路構造物や高層住宅、商業施設からなる都市的な景観が、計画地南西側には低層の戸建住宅からなる住宅地の景観が、計画地西側には鶴間公園の緑豊かな景観が形成され、計画地及びその周辺は多様な景観構成要素からなる景観が形成されている。</p> <p>本事業は、シネコン棟を除く商業施設等を解体して、新たに中低層の商業施設や駐車場施設を建設する計画であり、景観構成要素としては現状と同様の商業施設の景観が形成されるため、主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度は小さく、また、計画地内には回遊性のある歩行者動線の配置や鶴間公園に接続するところには地域住民等の交流の拠点となる広場、緑地等を整備することにより、鶴間公園の自然的な要素が生かされた緑のネットワークが形成されると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「境川や鶴間公園など自然的な要素を生かし、市民の交流の拠点となる市南部の玄関口にふさわしい景観づくりが進められていること、また、来訪者が歩きながら駅周辺の商業施設や公園の景観を楽しむことができるように、回遊性と連続性のある空間がつけられていること」を満足するものと考える。</p> <p>＜計画建築物の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度＞</p> <p>計画地に近接した地点からは、計画建築物が視認され、眺望が変化するが、壁面には町田市景観条例に基づいた色彩の採用、計画建築物外構部等の緑化により、周辺の街並みや緑と調和した景観が形成されると予測する。また、計画地から離れた地点からは、壁面には町田市景観条例に基づいた色彩を採用すること、計画建築物は中低層の建築物とすることから、眺望の変化の程度は小さいと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「高さは周辺の建築物群のスカイラインとの調和が図られていること、色彩は色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和が図られていること、敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続していること」を満足するものと考える。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
自然との触れ合い活動の場	<p>① 工事の施行中</p> <p>＜工事用車両の走行に伴う主要な自然との触れ合い活動の場（鶴間公園）までの利用経路への影響の程度＞</p> <p>中央街区の工事期間中、工事用車両は中央街区を周回する市道南1604号線及び市道南1602号線を走行するが、これらの道路には歩道及び横断歩道が整備され、また、鶴間公園の主出入口A付近の交差点には信号機が設置されており、歩行者ルートは確保されていることから、南町田駅及び周辺から鶴間公園までの歩行者の利用経路への影響は小さいと予測する。</p> <p>また、駅街区の工事期間中、駅街区を一時的に通行できなくなるが、改札から周辺道路への歩行者ルートは工事の進捗に合わせて、迂回ルートの設定や切り直し等を行うなど、適切に歩行者ルートを確保すること、また、駅街区周辺の道路には歩道及び横断歩道が整備されており、歩行者ルートは確保されていることから、鶴間公園までの歩行者の利用経路への影響は小さいと予測する。</p> <p>さらに、駐車場街区1の工事期間中、工事用車両は鶴間公園付近では市道南1602号線、駅街区の西側及び東急田園都市線沿いの道路を走行することになるが、駐車場街区1周辺の道路には歩道及び横断歩道が整備されており、歩行者ルートは確保されていることから、鶴間公園までの歩行者の利用経路への影響は小さいと予測する。</p> <p>なお、工事用車両が歩道を横断する出入口については、交通誘導員を適宜配置するなどして、歩行者の安全を確保する。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路に対して著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考える。</p> <p>② 工事の完了後</p> <p>＜施設の供用に伴う主要な自然との触れ合い活動の場（鶴間公園）の持つ機能の変化の程度＞</p> <p>本計画は既存商業施設（グランベリーモール）のリニューアルであり、隣接する鶴間公園を直接的に改変する計画ではないが、計画地西側に接する市道南1604号線が土地区画整理事業により陸道され、計画地と鶴間公園とは連続的につながることになる。</p> <p>計画地と鶴間公園との往來の現状は、双方の間にある市道南1604号線の横断歩道を渡って往來しているが、工事の完了後は、双方が連続的につながることから、往來が活性化され、また、計画地内を周遊する歩行者通路を設定することにより、南町田駅から鶴間公園、境川へとつながる歩行者動線の連続性が強化されると考えられることから、鶴間公園の有するスポーツの場としての機能や散策、お花見等のレクリエーション機能がより高まるものと予測する。</p> <p>本計画では、鶴間公園との接続部には広場や休憩スペースの整備を行い、にぎわいや憩いの場が創出され、また、陸道部は盛土により直接往來が可能となる計画であることから、より一体的な利用環境が形成されると予測する。</p> <p>さらに、鶴間公園との接続部には「在来種選定ガイドライン」を参考に鳥や昆虫等の生息を促すように花や実のなる樹木や在来種等の植栽を計画しており、鶴間公園と緑のネットワークの向上に寄与するものと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「計画地内にできる限り緑を配置し、鶴間公園の緑と連続させることにより緑のネットワークが形成されること」を満足するものと考えられる。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
廃棄物	<p>① 工事の施行中 <解体工事、建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量・発生量、再資源化量・再利用率、処分量及び処理方法等> 解体工事及び建設工事に伴う廃棄物の排出量は36,958 t、再資源化量は36,045 t、処分量は913 tと予測する。再資源化率は98%であり、「東京都建設リサイクル推進計画」による建設廃棄物全体の平成30年度目標値を参考に設定した指標(97%以上)を上回る。廃棄物の処理方法等は、可能な限り再資源化することを基本とし、再資源化が困難なものは産業廃棄物の運搬・処分の際の許可を得た業者に委託し、フロンレスシステムに基づいて適正に処分する。</p> <p>また、建設工事に伴う建設発生土の発生量は193,900 m³、再利用率は193,900 m³と予測する。再利用率は100%であり、「東京都建設リサイクル推進計画」による建設発生土の平成30年度目標値を参考に設定した指標(86%以上)を上回る。</p> <p>なお、再利用率の内訳は、建設発生土の5%は場内で、95%は工事閉利用、建設発生土受入地等へ搬出し再利用する。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p>
温室効果ガス	<p>② 工事の完了後 <施設の供用に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理方法等> 施設の供用に伴うシネコン棟を除く計画建築物における廃棄物の排出量は約1,061 t/年、再資源化量は約992 t/年と予測する。再資源化率は93%となっている。また、シネコン棟における廃棄物の排出量は約321 t/年、再資源化量は約306 t/年と予測する。再資源化率は95%となっている。さらに、施設全体における廃棄物の排出量は約1,382 t/年、再資源化量は約1,298 t/年と予測する。再資源化率は94%となっている。廃棄物の発生抑制を推進するとともに、発生した廃棄物は、可能な限り再資源化することを基本とし、再資源化率の向上に努める。再資源化が困難なものは産業廃棄物の運搬・処分の際の許可を得た業者に委託し、適正に処分する。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p> <p>① 工事の完了後 <施設の供用に伴うエネルギーの使用による温室効果ガス排出量及びその削減の程度> 計画建築物における温室効果ガス(二酸化炭素)排出量は10,078t-CO₂/年と予測し、基準建築物における温室効果ガス(二酸化炭素)排出量(11,901t-CO₂/年)に比べ、削減量は1,823t-CO₂/年(削減率15.3%)と予測する。</p> <p>さらに、館内温度設定の緩和、昇降機の台数制御、不要な照明の消灯、屋上緑化、高性能断熱材の採用(屋根)、断水対策などについて積極的に検討し、第2計画期間(2015～2019年度)の削減義務率(区分I-1)である17%を上回る削減となるよう努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。</p>

●東京都告示第千七百七十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第一項の規定に基づき告示した病院から、申出事項の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十四日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

一 名称の変更

変更前	変更後	所在地	変更年月日
独立行政法人労働者健康福祉機構	独立行政法人労働者健康福祉機構	大田区大森南四丁目十三番二十一号	平成二十八年四月一日
東京労災病院	東京労災病院	豊島区池袋一丁目五番八号	平成二十八年四月一日

●東京都告示第千七百七十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四条の二及び介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第十一条の二の規定により指定した指定市町村事務受託法人から、同令第十一条の三第一項の規定により変更の届出があったので、同令第十一条の六の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十四日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

名称 変更
 事項 変更前 変更後 変更年月日
 社会福祉 事務所 町田市原町 町田市原町 平成二十七
 法人町田 の所在 田四丁目九 田四丁目二 年四月一日
 市社会福 地 番八号 十四番六号
 社協議会 せりがや会
 館

●東京都告示第千七百七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十四日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

1. 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社 草花	ファイブ	東村山市本町2-8-2 プライムビル405	平成28年4月1日
社会福祉法人すこやか福祉会	ファミリーケア芝	港区新橋6-14-7 芝ビル3階	平成28年4月30日
株式会社よつば	よつば介護 練馬店	練馬区旭町2-25-20 石田ビル101号	同日
社会福祉法人すこやか福祉会	ファミリーケア立石	高幡区東立石3-26-11	同日
株式会社マイヘルパーサービス	株式会社マイヘルパーサービス	武蔵野市境南町3-6-2-103	同日
有限会社NACS	太陽ヘルパーセンター	昭島市朝日町2-3-37 奈良ビル2階	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社 草花	ファイブ	東村山市本町2-8-2 プライムビル405	平成28年4月1日
社会福祉法人すこやか福祉会	ファミリーケア芝	港区新橋6-14-7 芝ビル3階	平成28年4月30日
株式会社よつば	よつば介護 練馬店	練馬区旭町2-25-20 石田ビル101号	同日
サンライズ・メイト・パートナー株式会社	訪問介護事業所サンライズ・メイト・パート	足立区東葛瀬1-22-1	同日
社会福祉法人すこやか福祉会	ファミリーケア立石	高幡区東立石3-26-11	同日
株式会社マイヘルパーサービス	株式会社マイヘルパーサービス	武蔵野市境南町3-6-2-103	同日
有限会社NACS	太陽ヘルパーセンター	昭島市朝日町2-3-37 奈良ビル2階	同日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人自立支援センターむく	小松川支援センター	江戸川区小松川1-5-8 セーラ小松川8号棟1階	平成28年4月18日

サービスの種類 行動支援

廃止			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
合同会社ブルーフェザー	ケアフレンド	江戸川区東瑞江1-34-5 第3ストークマンション401	平成28年4月30日

サービスの種類 生活介護

廃止			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
江東区	江東区まつのみ作業所	江東区亀戸9-6-29	平成28年3月31日
社会福祉法人地の星	ペロニア苑	町田市成瀬8-9-14	同日

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

廃止			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
NPO法人NECST	障害者就職サポートセンタービルドII	千代田区神田神保町1-22 NTビル3階/6階	平成28年4月1日
社会福祉法人山鳥の会	ワークショップやまどり	文京区弥生2-9-6	同日

サービスの種類 就労移行支援

廃止			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人けやきの社	ワークセンター・さくら	国分寺市戸倉3-1-1	平成28年4月30日

サービスの種類 共同生活援助

廃止			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人すばる会	ホーム・サラダ	中野区	平成28年4月1日

2 指定一般相談支援事業者

廃止					
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		廃止年月日
			地域移行支援	地域定着支援	
特定非営利活動法人日本せきずい基金	日黒障害者相談センター	目黒区中根1-3-9 森戸ビル302			平成28年4月1日

●東京都告示第千七百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、平成二十八年五月一日付けで指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十四日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
			身体障害者	障害児	難病等対象者	
特定非営利活動法人フローレンス	障害児訪問支援リトルアニー	千代田区飯田橋3-3-7 秋穂セントラルビル2階		障害児		
株式会社ラビット	ケアサービス ラビット	新宿区高田馬場1-29-7 スカイバレス401	身体障害者	障害児		難病等対象者
株式会社Professional	キラッと鳥山訪問介護事業所	世田谷区南鳥山6-34-15 ハイムピア6-103				
株式会社ライフデザイン・フロラ	フロラ桜新町	世田谷区桜新町1-14-23 萬豊ビル302				
有限会社ケア・ホープ	ケア・ホープ	世田谷区砧1-14-3				
合同会社はるにれ	ヘルパーステーション あぐり	渋谷区本町5-31-16 岡崎ビル303	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
杉並交通株式会社	スギコーケアセンター永福町	杉並区永福4-19-4 安藤ビル3階				
株式会社ハート介護サービス	ハート介護サービス池袋	豊島区高松1-7-7				
アースサポート株式会社	アースサポート十条	北区十条仲原1-1-10				
株式会社エクレシアの会	エクレシア・ケア・センター小茂根	板橋区小茂根1-15-3-101				
P. S. 株式会社	ヘルパーステーション和	葛飾区新宿5-14-1				
株式会社エルサーブ	太陽ヘルパーセンター	昭島市朝日町2-3-37 奈良ビル2階				
医療法人社団豊信会	ヘルパーステーションくさばな 昭島	昭島市中神町1187-2 ハイツ中神208号室				
株式会社コネットケア・アンド・パートナーズ	コネットケア町田	町田市森野2-28-2 都南A館103				
一般社団法人ビジレス	ヴァレンタイン	清瀬市中里3-904-26 サンライズコーポ102				

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
			身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
株式会社Professional	キラッと鳥山訪問介護事業所	世田谷区南鳥山6-34-15 ハイムピア6-103				
株式会社ライフデザイン・フロラ	フロラ桜新町	世田谷区桜新町1-14-23 萬豊ビル302				
有限会社ケア・ホープ	ケア・ホープ	世田谷区砧1-14-3				
合同会社はるにれ	ヘルパーステーション あぐり	渋谷区本町5-31-16 岡崎ビル303	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
杉並交通株式会社	スギコーケアセンター永福町	杉並区永福4-19-4 安藤ビル3階				

株式会社ハート介護サービス	ハート介護サービス池袋	豊島区高松1-7-7	
アースサポート株式会社	アースサポート十条	北区十条仲原1-1-10	
株式会社エクレシアの会	エクレシア・ケア・センター小茂根	板橋区小茂根1-15-3-101	
P. S. 株式会社	ヘルパーステーション和	葛飾区新宿5-14-1	
株式会社エルサーブ	太陽ヘルパーセンター	昭島市朝日町2-3-37 奈良ビル2階	
医療法人社団豊信会	ヘルパーステーションくさばな 昭島	昭島市中神町1187-2 ハイフン中神208号室	
株式会社コネクテック・アンド・パートナーズ	コネクテックア町田	町田市森野2-28-2 都南A館103	
一般社団法人ビジレス	ヴァレンタイン	清瀬市中里3-904-26 サンライズコーポ102	

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
株式会社フビト	ケアサービス ラビット	新宿区高田馬場1-29-7 スカイパレス401		
有限会社ケア・ホープ	ケア・ホープ	世田谷区砦1-14-3		
杉並交通株式会社	スギコ・ケアセンター永福町	杉並区永福4-19-4 安藤ビル3階		
株式会社エクレシアの会	エクレシア・ケア・センター小茂根	板橋区小茂根1-15-3-101		
P. S. 株式会社	ヘルパーステーション和	葛飾区新宿5-14-1		
株式会社コネクテック・アンド・パートナーズ	コネクテックア町田	町田市森野2-28-2 都南A館103		
一般社団法人ビジレス	ヴァレンタイン	清瀬市中里3-904-26 サンライズコーポ102		

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
一般社団法人ぶりっく	ショートステイぶりっく	北区岸町1-2-11 東亜ビル3階	知的障害者	障害児
社会福祉法人あけぼの福祉会	あけぼのショートステイ	府中市寿町3-9-11 山上ビル2F	身体障害者	知的障害者
特定非営利活動法人秋川流域生活支援ネットワーク	どんぐり	あきる野市下代継宇早道場148-1		

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
特定非営利活動法人仲間と共に歩む会	久留米リカバリーハウス	東久留米市本町1-10-22	精神障害者	

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
一般社団法人日本代替医療食品研究会	ジョブトレーニングTALK神田センター	千代田区東神田3-1-8 萩原ビル3階	精神障害者		難病等対象者	
ハッピーテラス株式会社	ハッピーテラス ジョブサポート芝浦	港区芝浦4-12-31	知的障害者		精神障害者	
ウェルビー株式会社	ウェルビー 荻窪駅前センター	杉並区上荻1-5-7 ハザマビル7階	身体障害者 (内部障害)	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
一般社団法人志学アイサポート	桜の木学園	荒川区東尾久8-41-10 桜の木学園3階	知的障害者	精神障害者	難病等対象者	

サービスの種類 就労継続支援A型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
一般社団法人ローランズプラス	ローランズプラス	豊島区駒込1-19-15 直江ビル1階、2階	知的障害者	精神障害者
アイラスWel株式会社	ワークスタジオ Wel	練馬区貫井1-13-13		

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
一般社団法人プリントロード	りそうとひかり	板橋区舟渡3-28-14	知的障害者		精神障害者	
一般社団法人つくしの郷	メロディー竹の塚	足立区保木間1-1-13	身体障害者(視覚障害・聴覚・言語・内部障害)	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
社会福祉法人江戸川菜の花の会	さざんくろす篠崎	江戸川区上篠崎2-4-21	知的障害者			

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
一般社団法人ハミングバード	グループホームネスト	杉並区
一般社団法人社会福祉普及協議会	しょうどう苑	北区滝野川3-15-5

一般社団法人福祉の会ひなたぼっこ	グループホームひなたぼっこ	板橋区中台2-30-12
一般社団法人 ささえる手	グループホーム 宿り木	練馬区
社会福祉法人あけぼの福祉会	グループホームあけぼの	府中市寿町3-9-11
社会福祉法人けやきの社	マイホーム・みかさ	国分寺市東元町1-38-50

2 指定一般相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		主たる対象者			
			地域移行支援	地域定着支援	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者
特定非営利活動法人あおば福祉会	あおばケアセンター	杉並区天沼3-26-25	地域移行支援	地域定着支援	精神障害者			
株式会社Neighborhood Project	相談支援センターさくら	豊島区要町1-28-20	地域移行支援	地域定着支援	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者

●東京都告示第千七百七十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により、発起人から特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定について同意成立の届出があり、当該同意は法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認められるので告示する。

なお、法第百八条第二項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、平成二十八年六月二十四日から発生する。

平成二十八年六月二十四日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

加入区の名 発起人氏名 住 所 同意成立年月日

三宅島加 三宅島漁業 三宅村阿古六百八十八区 協同組合 番地 平成二十八年四月十八日

沖山 勝利 同 村阿古五百四十一番地

公 告

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により八王子都市計画事業打越土地区画整理事業施行者八王子市代表者八王子市長石森孝志から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十四日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年六月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成二十八年六月二十四日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 店舗名 新橋駅前MTRビル
- 二 店舗所在地 港区新橋二丁目八番五号
- 三 設置者名 森トラスト総合リート投資法人
- 四 設置者住所 港区虎ノ門四丁目三番一号
- 五 変更前の店舗名 新橋MSビル1号館
- 六 変更後の店舗名 新橋駅前MTRビル
- 七 変更前の設置者住所 港区虎ノ門一丁目二十五番五号

八 変更後の設置者住所 港区虎ノ門四丁目三番一号

九 変更前の小売業者の住所 群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十一

十 変更後の小売業者の住所 群馬県高崎市栄町一番一号

十一 変更日 平成二十八年三月七日ほか
十二 届出日 平成二十八年六月七日

十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間 平成二十八年六月二十四日から同年十月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

争議行為の予告について

全関東単一労働組合執行委員長清水真理子から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年六月十四日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年六月二十四日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

一 事件

夏季一時金要求に関する件

二 日時

平成二十八年六月二十五日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

東京急行電鉄株式会社電気部電気工事事務所 大田区田園調布一丁目五十三番八号

四 種類

すべての組合員、または一部組合員によるストライキ、もしくは怠業、その他あらゆる形式の争議行為を実施する。(以上原文のまま掲載)

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001